

## 65歳以上の要介護認定者（要介護度2～5）

のみなさまへ

# 所得稅「障害者控除」対象者に 市道民稅 認定書を交付します

所得稅や市道民稅の障害者控除（特別障害者控除）を受ける場合は、65歳以上の人については、障害者手帳などの交付を受けていなくても、その身体の程度が身体障害者等に準ずる者として市長が認定した人については、障害者控除の対象となります。

市では、要介護認定（要介護度2～5）を受けている人で一定の基準に該当する方に対して、本人または親族からの申請により、該当者に「障害者控除対象者認定書」を交付します。

認定書の交付を受けた人は、所得稅や市道民稅の申告の際に認定書を提示すると、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

認定基準日は、平成23年12月31日現在の状況で判定します。判定の結果、非該当となる場合もあります。

「障害者高齢者の日常生活自立度」、「認知症高齢者の日常生活自立度」とは、要介護認定の認定調査の際において、対象者の日常生活における自立の程度を評価し、全国統一の判定基準に照らし合わせてランク付けされるものです。

障害者控除対象者認定は、所得稅または市道民稅の控除対象者としてのみ適用を受けるものであり、そのほかの制度やサービス等における対象となるものではありません。

### 【申請方法】

申請できる人

本人（在宅、入院、入所等を問いません）  
または親族に限ります。

申請窓口

留萌市役所社会福祉課

必要なもの

印鑑

（申請に来られる方の印鑑）

### 【問い合わせ】

留萌市役所社会福祉課

42 - 1807（内線153）

平成24年1月6日(金)

より申請を受付けます。